

会員提案型地域安全推進プロジェクト実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、北上市防犯まちづくり基本計画の推進に寄与するため、北上市地域安全推進市民会議（以下「市民会議」という。）の理事及び会員（以下「理事等」という。）が、自らの創意工夫を活かした事業を実施するため、市民会議が行う支援について必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 支援の対象となる事業は、次のすべてに該当する事業とする。

（1） 市民が受益者となる公益的な事業

（2） 次の目的のいずれかに合致する事業

ア 地域安全思想の普及に関すること。

イ 身近な犯罪等の未然防止活動に関すること。

ウ 暴力団追放活動に関すること。

エ 青少年健全育成の諸活動に関すること。

オ 社会を明るくする運動に関すること。

カ その他本会の目的達成のために必要な事項。

（3） 理事等の専門性や先駆性等の特性を活かした事業

（4） 団体提案の場合は、構成員の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

（5） 営利を目的とする事業、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業、政治・宗教に関する活動を目的とする事業、公序良俗に反する事業のうち、いずれにも該当しない事業

（支援の対象となる経費）

第3条 支援の対象となる経費は、前条に掲げる事業を理事等が実施するための経費（以下「事業経費」という。）とし、対象となる費用は別表のとおりとする。

（支援上限額）

第4条 1事業あたり10万円を上限とする。

（事業提案）

第5条 この支援を受けようとするもの（以下「提案者」という。）は、会員提案型地域安全推進プロジェクト事業提案書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市民会議会長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（2） 収支予算書（様式第3号）

（事業決定）

第6条 理事会において、支援対象事業を決定する。

2 前項の規定により支援対象事業が決定したときは、会員提案型地域安全推進プロジェクト支援決定通知書（様式第4号）により市民会議会長から提案者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第7条 支援を受けた者は、事業完了後、速やかに会員提案型地域安全推進プロジェクト実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市民会議会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第6号）

(2) 収支決算書（様式第7号）

（事業期間）

第8条 本事業の実施期間は、令和8年5月15日から令和11年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

別 表（第3条関係）

費 目	説 明
1 会議費	資料作成のためのコピー代、会場使用料（機材使用料等を含む）、会議の際の飲み物代（お茶等）
2 消耗品費	対象事業を実施するために必要な消耗品費 ※ 食材費（料理体験・野外炊飯等）、おやつ代（遠足・社会見学等）も消耗品とする。
3 通信費	切手代、電話料
4 報償費	講師への謝礼
5 旅費	講師の交通費
6 印刷製本費	資料作成費、ポスター・チラシ 等
7 使用料 賃借料	会場、バス等の借り上げ料 等
8 食糧費	対象事業を実施するために必要な食糧費（飲物代、弁当代） ・ 飲物代は、お茶、スポーツ飲料など（アルコールは対象外） ・ 弁当代の限度額は、一人一食につき 800 円（消費税等含む）
9 その他	事業経費として、特に会長が認める経費